



「Me Too」運動 広がらない日本で考える

著者	高島 千代
雑誌名	エコノフォーラム21 : 学生と教職員のインターコミュニケーション誌
号	25
ページ	18-18
発行年	2019-03-14
URL	http://hdl.handle.net/10236/00027827

「Me Too」運動 — 広がらない日本で考える

高島 千代 教授 (法学部)

セクシユアル・ハラスメント(以下、セクハラ)や性暴力の被害者が、職場・学校など身近な人間関係への影響を恐れて、また体験のつらさ、自己帰責の気持ちなどから、なかなか被害を申し立てることができないことは、いまや常識中の常識だ。昨年四月、福田事務次官のセクハラ疑惑に際し、財務省が被害に遭った女性記者に名乗り出るよう求めたと聞いて、思わず「アホか」と叫んでしまったのは私だけだろうか。

二〇一七年、アメリカを震源地として広がった「Me Too」運動は、こうした被害者同士が、「私も」セクハラ・性暴力の被害者であること、これは被害者が責められる問題ではなく、むしろ社会的な問題なのだと確認しあうことにはじまり、これを通じて被害の現状を発信し、解決へと結びつける力をお互いにつけていく、エンパワメントの運動である。「Me Too」のハッシュタグをつけてSNSで拡散する手軽さもこの運動の特徴であり、日本でも二〇一七年、フリージャーナリスト・伊藤詩織さんによる被害告発を一契機として投稿が広がった。先の財務次官セクハラ疑惑に対しては、記者・新聞・放送関係者が抗議声明を出しただけでなく、女性の議員・ジャーナリストなどによる抗議集会が国会内で開かれ、それは「メディアで働く女性ネットワーク」の設立(二〇一八年五月一日)へもつながった。

ただし、アメリカやフランスの「Me Too」が、一〇〇万人規模のデモや、告発のための訴訟費用の支援、被害を容認した企業を罰する法律の制定へと動き、政府による意識改革政策をも引き出しているのに対して、日本の運動は、いまだ具体的な政策形成や立法を目指すものとはなっていない。政治を巻き込んだ運動は、お隣の韓国でもみられるが、日本では、なぜ、こう

した動きが広がらないのだろうか。

そもそも「Me Too」に類する主張は、今に始まったものではない。明治期の男女同権論、岸田俊子の「同胞姉妹に告ぐ」は、「私も」「同胞姉妹」も、男尊女卑に直面している点では同じという点に立っており、一九七〇年代ウーマン・リブのバイオニア・田中美津の「生き難い女、この指とまれ」もまた、「私も」「生き難い」一人だと主張していたのだ。「私も」「あなたも」差別に直面していると確認しあうことは、マイノリティの運動の出発点だろう。しかし、日本ではそれが政策形成へと結びつかないのである。

二〇一八年五月には、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行され、国会・地方議会選挙候補の男女比率を「均等」(同数)にすることが目標として設定された(ただし努力義務)、セクハラ禁止規定はいまだに法律化していない(事業主の防止義務のみ)。世界経済フォーラムの調査によれば、日本のジェンダー・ギャップ指数は、二〇一七年で一四四ヶ国中一一四位と低く、特に政治領域での女性参加が進んでいない。ジェンダー格差への対策が政策化しない背景には、「SPA」にもみられた女性を性的な対象・モノとしてしかみない意識とともに、意思決定の場に当事者がいないことがある。

他方、日本社会は、自分で社会を変えられると信じられない、信じさせない・考えさせない社会でもある。日本では、社会を変える行動、政治運動が、決して奨励されないのがある。日本で「Me Too」運動が政策形成につながる原因は、そんなところにもあるように思う。やはり、テレビに向かって「アホか」と怒鳴っているだけではだめなのだ。